

広報 やまこし

1974
1/1
第67号

発行 新 潟 県 古 志 郡
山 古 志 村 役 場
電 話 竹 沢 局
17 23 78
印刷 大 川 印 刷 所



お知らせ

◆新有権者感想文の募集について

新しく成人となり、選挙権を得られたかたを対象に、政治意識の向上と選挙行動に対する自覚を深めることを目的として次のとおり感想文を募集しています。

○主催 自治省
社団法人公明選挙連盟

新潟中学校町通り一 県庁内
新潟県選挙管理委員会
○選考
応募作品のうちから二篇を選び中央審査に推せん送付する。中央審査は、審査のうえ次の賞状と副賞を贈る
最優秀賞一篇 三万円図書券
入賞 一万円
佳作 記念品

○内容と課題
最近の選挙においてあるいは「成人の日」を迎え、新有権者又は社会人として地方自治や国政への参加について、自分自身で経験し、若しくは考えたり、感じたりしたこと。
課題はその内容にそれぞれふさわしいものとする。

○応募上の注意
一 応募者の住所・氏名(ともにフリガナを付けること) 性別・生年月日及び職業を原稿の末尾に明記すること。
二 応募原稿は返却しないこと。
三 入選作品は、明るく正しい選挙推進運動のために自由に使用できること。
四 この感想文募集を知った媒体名(新聞紙名、ラジオ、テレビ局、広報紙名)を記入すること
(選挙管理委員会)

○応募資格
昭和二十八年一月一日から昭和二十九年十二月三十一日までの間に生まれたもの。

○締切期日
昭和四十九年一月三十一日
(当日付け消印有効)

○提出先

○国民健康保険加入者へ
届け出は早目に
転入、転出あるいは出かせぎ

関係で国保に異動があったときは、早目に役場(出張所)に届け出てください。

○交通事故と国保
交通事故などで医師にかかったときは、必ず本人、加害者の住所、氏名を国保の係に届け出てください。

○受診は時間内に
急病以外は、できるだけ診療時間内に受診するようにしましょう。

○会期
一月十六日～二十一日まで
一月二十日～二十一日

○一般観覧
一月二十日～二十一日

◆第六回全日本総合錦鯉品評会の開催について

泳ぐ宝石と賞されている錦鯉の全国品評会は六回目を迎え、これも次の日程により、全日本錦鯉振興会が主催して開催されます。これは、年々愛好者が激増している全国の優秀な錦鯉を一堂に集めて、その覇を競うとともに一般愛好者の観覧に供し、併せて錦鯉の今後の一層の発展に資することを目的として、行なわれるものです。
発祥地山古志からは、優秀な錦鯉が出品されることを期待されます。

○会場
東京都大田区平和島六丁目 一番一号
東京流通センター
くわしくは、産業建設課へ。

▼雪による電気災害防止について

ことしの雪は、初雪から連続的に降り積り電線や電柱にも影響が多く、東北電力ではできる限りの対策を講じていますが、皆さんからの協力と御理解がなければ事故の防止はできません。
これからの降雪に対し、特に次の点について充分注意され、災害のない明るい地域と家庭を築くよう、御協力をお願いします。

一 屋根の雪降しについて
○軒下や頭上の雪線に手で触れたり、スコップで触れないこと。
○電線に雪をぶつけないこと
あやまって断線したときは、ただちに電力会社へ連絡すること。

二 歩行中の注意
○切れた電線には、さわらないで電力会社へ連絡すること。
○雪が多くなり電線が近接しても絶対に手でさわらないこと。

○変圧器に手が届くような所では変圧器には絶対に近寄らないこと。
(東北電力小千谷営業所)

▼勤労者住宅資金のご利用を

近年住宅の新築、改築が目立っておりますが、物価の上昇などにより自己資金のみでなく、一時借入金のご希望の方は、勤労者の住宅資金貸付制度をご利用ください。受付期間が三月十五日まで延長されました。

○貸付金額
三十万円以上一〇〇万円までの一〇万円きざみの額

○利率および償還方法
年七・五パーセント
償還方法
一〇年以内の元金均等の月賦償還

○申込受付期
三月十五日まで

○申込書類
借入申込書は融資取扱金融機関・県労政課・労政事務所(支所)にあります。

○取扱金融機関
第四銀行、北越銀行、新潟相互銀行、大光相互銀行の本・支店

くわしくは県労政課、労政事務所にお問い合わせください。



主な記事

- 年頭にあって
- 児童手当の第二次拡大
- 十二月定例村議会から
- 成人病の食生活
- 緊急節電に協力を
- 冬の交通事故防止運動



村の人口		-12月1日現在-	
世帯数	995	男	2,123人
人口	4,267人	女	2,144人
出生	1人	死亡	3人
11月中の住民移動	(男0・女1)		(男0・女3)
転入	9人	転出	17人
	(男3・女6)		(男5・女12)

年頭に当たって

山崎村長 佐藤 久



明けましておめでとうございませう。

年頭にあたり、まず村民皆さんが御健康で、ますます発展されるよう心から祈っています。

例年より一か月も早い根雪の中で、中東戦争が引き起こした石油問題が発端で、驚異的物価高のまま暮れた昭和四十八年、そして明けた四十九年の正月は、前例のない事ごとく歴史に残ることであります。

気象的には若干の干害があったほか、風水害も少なく順調に経過した四十八年は年中値あがりムードで、村の事業を実施するにつれてない困難をきたした年でありました。

また、昨年は村内でトラクターと自動車の事故で尊い三人の命を失い、二件の住宅火災、小規模を含めた四件の地すべりが起こり、合併以来最悪の年でありました。

さて今年、きわめてかわしい諸情勢に照し、心の紐を締め直してかからねばならぬと思ひます。石油対策は田中内閣の手によって好転をはかれることと信じますが、地下埋蔵量に限度があると伝えられ、需要する各国が不足して配給制をとっているところもあり、二千年来の中東紛争が簡単に解決しそくないことなどから今までのように安く、いくらでも使える時代は終わったことを知らねばなりません。

日本は需要量の九十%を海外に依存し、火力発電、繊維、プラ、力と耐乏生活が本腰に発揮できる時となりました。

そこで今年の第一はこれが節約と有効利用をはかることであって、私どもはすなおに国策に従う必要があり、

が、あります。次に村の事業としては道路網の整備、防雪舗装の促進、米生産調整と対策、曲りかどに立つ錦鯉対策、畜産振興、畑作対策、観光開発、そして工場誘致の促進等々

これらについては目下計画立案中でもあるので、国県の施策を勘案して村民の皆さんから奮起していただくようにいたしたいと思ひます。

特に経営者養成事業を充実して青年の力が充分発揮できるよう検討し、根気よく諸問題を処理してゆく計画であります。

経済成長に歯止めがかかり不況と物不足、値上がり現象が続くでしょう。これから山村住民の底力と耐乏生活が本腰に発揮できる時となりました。



「義務教育終了前の児童」

児童手当法が生れ、昭和四十七年一月から実施されている児童手当制度が段階的な改定をたどり、昨年四月一日第一次拡大（十才まで対象）に続いて、本年四月一日から第二次拡大が実施されることになりました。

○第二次拡大の内容

児童手当の支給対象となる児童の範囲は、規定により「昭和三十八年四月二日以後に生まれた児童」とされてきましたが、本年四月一日からは「義務教育終了前の児童」となり支給範囲が拡大されました。

「義務教育終了前の児童」とは十五歳に達した中学校卒業までとなります。

ただし、盲学校、聾学校若しくは養護学校などの中学部に在学する児童は十八歳に満たない間は「義務教育終了前の児童」に含まれることとなります。

○児童手当の支給額
児童手当の額は、三人以上の児童のうち、出生順に数えて三

対象は

支給は四月一日から

人目以降であって、義務教育終了前の児童一人につき、月額三千円です。

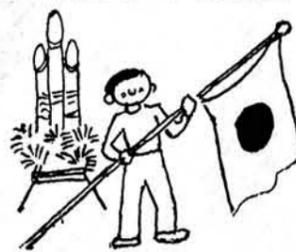
○児童手当の請求手続き

拡大（改定）により、新たに児童手当の該当になり、または現に児童手当の支給を受け児童数が増加する場合は、役場に請求を行ない認定を受けなければなりません。該当予定者には関係書類を送付いたしますが、も

もし、その手続きが四月以後になりますと、四月分の支給を受けることができなくなります。支給は請求した月の翌月からとなります。



お正月の話題



一九七四年の年が明けました。おめでとうございませう。私たちは、お正月をもう何べん過ごしてきたでしょうか。経験年数で人それぞれに感慨もちがうことでしょうが、お正月を迎える気持ちは、子どもたちばかりでなく家族全員、なにかしら心改まる清新な気分がわいてくるのもふしぎです。

「一月一日」という小学唱歌をおぼえているかたは、お正月になると必ず思い出す歌です。年の始めの 例として 終りなき世の めでたさを 松竹たてて 門ごとに 祝う今日こそ 楽しけれ

一年の計は元旦にあり……といわれます。ゆく年を回顧し、新しい年を迎えたこの日を希望の出發としたいものです。

「おとそ」 すみずみまで掃除のすんだ部屋で、家族そろってたべるごちそう

「三が日」 三が日というのは、元旦、二日三日のことで、二日正月、三日正月などといって多く家庭では毎朝おそうに食べて祝います。

二日の夜、おめでたい夢を見れば一年中幸運にめぐまれるとして吉夢をねがって枕の下に宝舟の図を敷いて寝る風習もあつたとか。

二日は昔から仕事始めの吉日とされています。また、この日、正月の気分も改まったところで墨をすり、新しい筆をおろして、書や絵を書き初める日でもあります。

石油、電気、紙は 合理的な使用により 節約をいたしましょう

特別職給与条例などの改正

補正予算は千三百万円の追加

十二月定例村議会は、十二月十二日から十九日までの会期で開かれました。

村政に対する一般質問が行われたのち、特別職の職員給与と条例の改正案や前年度決算および補正予算案など十七議案を審議し、原案通り可決して十九日に閉会しました。

条例関係

○特別職の職員給与と条例及び教育委員会教育長給与等条例の改正

さきに特別職報酬等審議会(会長 長井上軍治)において、諸物価の上昇・職務の重要性・他町村との比較および人事院勸告に伴う一般職の職員給与改正額の均衡等を考慮して答申されたことに基づいて報酬や給料を引き上げたもので、別表のとおり可決しました。

これにより昭和四十八年十月一日から適用することになっています。

○新湯郷町村人事務組合及び町職員退職手当組合規約の改正

県内の地方公共団体で組織している地方公共団体の数の増減に伴う規約の変更をしたものです。

○村道路線の認定変更について

県道の改良等によって今までの村道路線は、変更を要するところが多くなったので、道路調査をした結果、全路線について実態に即するよう全面的に認定変更しました。

○一般会計補正予算

ことし五回目の補正で、歳入、歳出ともに千三百六十六万円を追加し、予算総額は四億九千万円となりました。

歳出の主なるものは次のとおりです。

○議会費……給与改定による報酬手当及び食糧費等に百八十九万円を追加。

○総務費……給料等の不用額を減額し、漁業センサス調査員の報酬等を追加し、差引き三十九万五千円を減額しました。

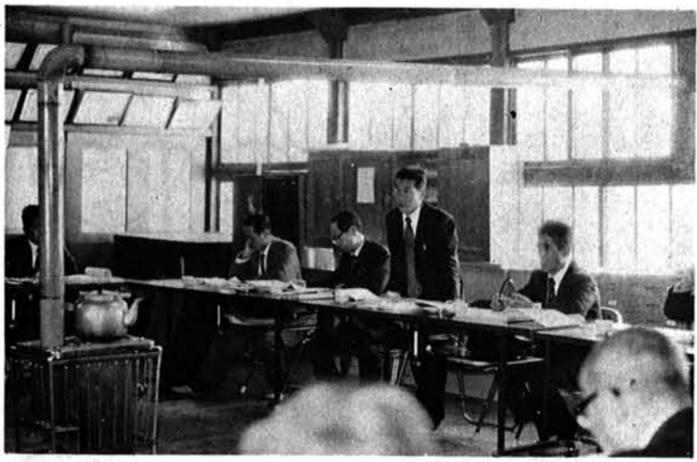
○民生費……虫亀保育所の備品購入や関係職員給料の追加など五十七万二千円の追加。

○衛生費……インフルエンザ予防用ワクチンその他消耗品購入のため二十万円の追加。

○農林水産業費……畜産振興事業推進補助金、全日本錦鯉振興会負担金など十三万二千円の追加

また、虫亀大野農道分担金は過疎債の増額により二百五十九万円の減額。

○土木費……除雪対策費や県営工事負担金として四百七十七万円の追加、村道舗装工事費として百



三島郡内の町村と共同して管理し事務処理をするために協議会を設立することになりました。

これによって各市町村の教育長が委員となり、負担金と県補助金によって運営され、事務所は長岡市役所内に置き、栃尾市と与板町に分室を置くことになっています。

社会教育の重要性が叫ばれている折から、自主的な視聴覚教材の活用によって、一層の教育効果が期待されます。

○一般会計補正予算

ことし五回目の補正で、歳入、歳出ともに千三百六十六万円を追加し、予算総額は四億九千万円となりました。

歳出の主なるものは次のとおりです。

○議会費……給与改定による報酬手当及び食糧費等に百八十九万円を追加。

○総務費……給料等の不用額を減額し、漁業センサス調査員の報酬等を追加し、差引き三十九万五千円を減額しました。

○民生費……虫亀保育所の備品購入や関係職員給料の追加など五十七万二千円の追加。

○衛生費……インフルエンザ予防用ワクチンその他消耗品購入のため二十万円の追加。

○農林水産業費……畜産振興事業推進補助金、全日本錦鯉振興会負担金など十三万二千円の追加

また、虫亀大野農道分担金は過疎債の増額により二百五十九万円の減額。

○土木費……除雪対策費や県営工事負担金として四百七十七万円の追加、村道舗装工事費として百

決算

昭和四十七年度一般会計・国民健康保険および診療所特別会計

職務の別	報酬又は給料	(改正前)
議長	49,000円	36,000円
副議長	43,000	31,000
議長	39,000	28,000
副議長	193,000	165,000
村役長	165,000	143,000
入役長	161,000	139,000
収入役	130,000	110,000

三十四万円を追加しました。

○教育費……学校給食共同調理場整備費及び給与改定による費用などあわせて六十九万五千円の追加。

○公債費……一時借入金の子として百三十四万四千円の追加。

○予備費……三百五十二万円を追加した。

これに対する歳入は、県支出金約三百十八万円、村債千六百七十七万円の追加と、分担金、国庫支出金及び寄付金あわせて六百七十二万円の減額により差引き約千三百十六万円を追加したものです。

バランスのとれた食事を

成人病の食生活

バランスのとれた食事を

たん白質(人間のからだをつくる)糖質脂肪(ともに働くエネルギーのもととなる)を三大栄養素といひ、これにビタミン、ミネラル(ともにからだの機能をととのえる)を加えたものが人間が生きてゆくに必要なたんぱく質といわれます。

ところが、人間の食べる量には限りがありますから、お米・糖質だけを多くとり過ぎると、どうしてもたん白質やビタミン、ミネラル類のとり方が少なくなり、ますます日本人の食事がそうでした。

しかし、健康を守るためには、これらの栄養素をバランスよくとる必要があります。

そのためには、図のように六つの食品群を毎日組み合わせて、献立を立てると便利です。

また、いままではカロリリー源として糖質を主としてきましたが、お米に比べて効率のよいエネルギー源である植物性脂肪をもっととることも必要です。

お米のとりすぎをやめよう。

お米などの糖質をとると肥りやす。肥満は高血圧、動脈硬化の人にとって大敵です。

米飯はそれ自体が非常においしく、また、塩からいおかずがあるだけで、何ばいも食べられます。

そのために、しぜんにみそ汁と漬物などで塩分を多くとりすぎますし、また、栄養のある副食が少なくなり、その結果、必要な養分が不足し、栄養のバランスがとれなくなり、米飯を減らして、おかずを十分にとることが必要です。

塩分の制限

塩分は血圧を上げます。塩分を減らすと血圧は下がります。

日本人は一人一日平均一五グラムの塩分をとっているといわれますが、高血圧の人はこれを一〇グラム以下、七〜八グラムまで制限



次の表で、食物に含まれる塩分量を知り、一日の食事の目安を立ててみましょう。

ただ、塩分をきびしく制限すると、はきけや嘔吐、頭痛などの低塩症状が起こることがあります。

6つの基礎食品

食品の種類	主な栄養素
1群 緑黄野菜	ビタミンA
2群 その他の野菜・果物	ビタミンC
3群 肉・魚・卵・大豆	たん白質
4群 穀類・砂糖・いも	糖質
5群 牛乳・小魚・海藻	カルシウム
6群 油脂	脂肪

食品にふくまれる塩分量

食品	量	塩分(グラム)
塩	ぎけ 1切れ	4.1
みそ	汁 1杯	1.3
たくわん	4~5切れ	1.4
ぬかみそ漬	け 4~5切れ	0.6~1.0
つくだ煮	20グラム	1.4~3.0
梅干	し 中位のもの 1個	0.3~0.4
しょうゆ	小さじ1杯 (5グラム)	1
ソース	小さじ1杯 (5グラム)	1

防犯運動 実施中

年末、年始に発生しやすい犯罪や事故の未然防止につとめ、明るく楽しく過ごすことができるために、十二月一日から一月十日まで、「防犯活動強化月間」と定め、全県いっせいの防犯運動をすすめております。

ついでに左記によりこの運動が効果的に推進されるよう、各自の注意はもちろんのこと、各地区ごとの自主防犯活動等により犯罪や事故が、絶対に起らないよう協力いたしましょう

●運動の重点

一 地域の自主防犯活動の促進

二 スリ、ひったくり、あきすなどの盗難防止

三 暴力犯罪の防止

四 交通事故および飲酒運転などの防止

五 少年非行の防止

六 雑踏による事故防止

(警察署・防犯組合)

今月の納税

村民税 4期

納期までにお忘れなく

